

幡多地区小中学校PTA連合会表彰規定

幡多地区小中学校PTA連合会は、毎年次のような方法により、該当者を表彰する。

1 表彰者の選考

通常、永年PTA活動に従事し、その功績顕著な者であって、各市町村PTA連合会で申請し、表彰選考委員会において決定する。

2 表彰者数（原則として次のとおりとする）

団 体	3単位PTA以内
個 人	7名以内

3 表彰方法

表彰は、表彰状と記念品を贈る。また、必要に応じて感謝状を贈呈することができる。

4 選考委員会の構成

役員をもって構成する。（会長・副会長・女性役員長・事務局長）

5 表彰の時期

通常、幡多地区小中学校PTA研究大会の席上において表彰する。

付 則	この規定は、昭和48年 6月 8日より適用する。
	昭和51年 6月11日一部改正する。
	昭和51年10月 1日一部改正する。
	平成 9年 6月 5日一部改正する。
	平成17年 5月28日一部改正する。
	平成19年 5月26日一部改正する。